

老健等における新型コロナウイルス感染症患者の医療に要する費用に係る特例的な対応

資料 2-3

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、介護施設における実態等を踏まえた上で、赤枠部分の対応とする。
- あわせて、赤枠部分については、介護医療院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームにおける診療報酬の自己負担部分について交付金の対象とする。

○：医療保険から給付 ×：介護保険から給付		医療提供施設						老人福祉施設		その他	
		介護医療院			介護老人保健施設			特別養護老人ホーム		認知症 GH	特定施設
		所属する医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の医師	所属する医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の医師	配置医師	配置医師以外	—	—
医学的指導管理	初診料・再診料 (73点～288点)	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○
	往診料 (720点)	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○
	在宅患者訪問診療料 (187点～888点)	×	×	×	×	×	×	○ ※		○	○
	施設入居時等医学総合管理料 (330点～3900点)	×	×	×	×	×	×	○ ※		○	○
	緊急往診加算 (325点～850点)	×	×→○	○	×	×→○	○	×→○	○	○	○
	在宅酸素療法指導管理料 (2,400点)	×	×→○	×→○	×	×→○	×→○	×→○	○	○	○
	院内トリアージ実施料 (300点)	×	×→○	○	×	×→○	○	×→○	○	○	○
	救急医療管理加算 1 (950～4,750点)	×	×→○	○	×	×→○	○	×→○	○	○	○

※死亡日からさかのぼって30日以内の患者及び末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、在宅患者訪問診療料においては、看取り介護加算(Ⅱ)を算定している場合には看取り加算は算定できない。また、死亡日からさかのぼって30日以内の患者については当該患者を特別養護老人ホーム(看取り介護加算の施設基準に適合している者に限る。)において看取った場合(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院若しくは当該特別養護老人ホームの協力機関の医師により行われた者に限る。)に限る。

高齢者施設等への医療提供事業交付金

1 実施概要

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者・障がい者（児）施設における施設内療養者への医療機関等による電話や情報通信機器を用いた診療又は往診等に対して交付金を支給。

高齢者施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

障がい者（児）施設（指定医療型障害児入所施設、指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所）

2 交付金の額

電話等診療	3,000 円
往診	15,000 円
訪問看護	8,280 円

※療養が終了となるまでの間、患者毎に1日につき1回に限り算定可。

3 主な流れ

- ① 県岐阜地域福祉事務所及び県事務所福祉課（中核市にあっては岐阜市）が次の事案を把握
 - ・地域の医療機関における病床ひっ迫により陽性患者の入院が困難
 - ・配置医師、協力医療機関（介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法）、併設医療機関、地域の医療機関（法人内の医療機関等）の医療支援が得られない。
 - ・往診、電話診療の必要がある。
- ② 高齢福祉課・障害福祉課が医師会対応医療機関リストを参照に患者の診療を依頼
- ③ 施設から医療機関に診療状況に関する情報提供
- ④ 医療機関が電話診療、オンライン診療又は往診を実施
- ⑤ 院外処方の場合、処方箋を当該施設に渡す。
（施設側が受け取り方法調整／薬局が電話等による服薬指導・薬剤配送を実施）
- ⑥ 診療所見報告書（別紙様式）を県庁高齢福祉課に提出

4 支払いの流れ

① 交付申請

医療機関・訪問看護ステーションから県へ下記の書類を提出してください。

必要書類	提出時期・方法	提出先
診療所見報告書 （別紙様式）	診療、往診、及び訪問看護 を実施した翌日までに FAX により提出	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 高齢者施設等医療支援担当 FAX：058-278-2639
交付申請書 （要綱 別記第1号様式）	実績を月末締めでまとめ、 実施月の翌月 15 日までに 月ごとに郵送により提出。 （例：6月実施分は 7月 15 日までに提出）	
診療報告書 （要綱 別紙）		
請求書 （要綱 第3号様式）		

② 交付決定通知

県から申請者へ文書（要綱別記第2号様式）により通知します。

③ 支払い

交付申請がなされた月の概ね翌月末までに請求書に書かれた口座へ振り込みます

5 その他

- ・この事業は「3①」に該当し、高齢福祉課・障害福祉課が依頼した事案が対象です。
（配置医、嘱託医、協力医療機関（介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法）、併設医療機関等による医療支援は対象となりません。）

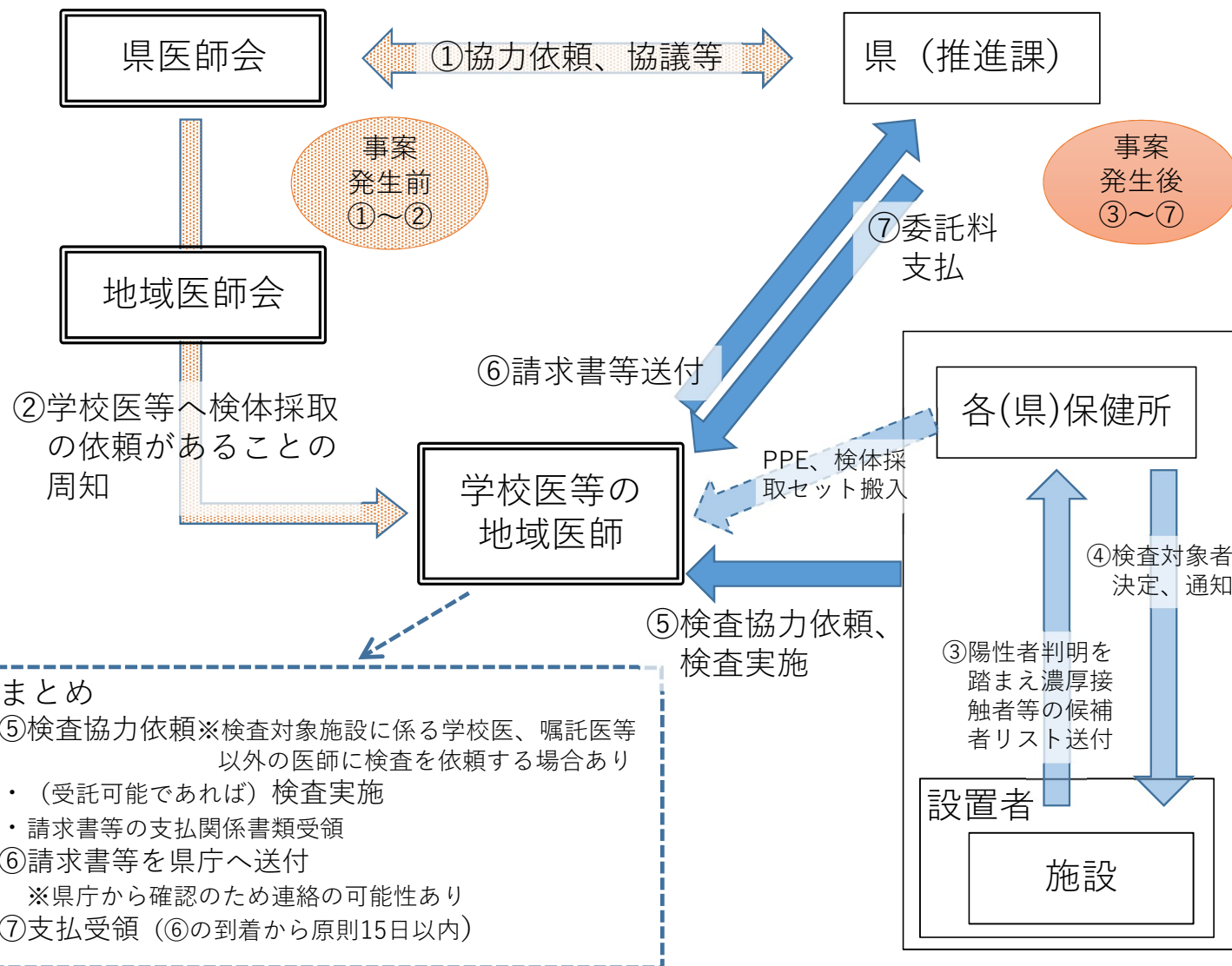
<参考>

- ・診療報酬について（目安）

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、指定医療型障害児入所施設 （医師の配置（常勤医師））	・ 配置医師が通常行えない医療行為が診療報酬の対象 （配置医師の診療情報提供が必要）[3③]
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、指定障害者支援施設、指定福祉型障害児入所施設 （医師の配置（非常勤医師で可））	・ 配置医師の専門外の医療行為が診療報酬の対象 （施設側への確認が必要）[3③]
認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、指定共同生活援助事業所 （協力医療機関等）	・ 診療報酬の対象

学校等その他の施設における行政検査（集団検査）の協力依頼について

R3. 12. 21



委託料の考え方

- (1) 1 学級程度（概ね40検体）を想定
- ・ 業務費：20,000円×2時間=40,000円
 - ・ 危険手当：4,000円/日
 - ・ 旅費相当額：555円/往復1回
- 計44,555円

- (2) 2 時間（概ね40検体）を超える場合
- ・ (1) の額に20,000円/時間を加算

※看護師等

- (保健所の看護師等が従事不可の場合)
- ・ 業務費：5,000円/時間

※上記の金額から、原則、所得税源泉徴収後の額を支払
(法人設置の医療機関へ支払う場合は、上記の金額に消費税(10%)を加算)

委託を予定する学校等

認可保育所、認定こども園、幼稚園、
小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、特別支援学校

その他委託の可能性がある施設

医療施設、高齢者施設、障害者支援施設、
一般の事業所

※検体採取を保健所など別の場所で行う場合あり